清代嘉慶・道光期のアヘン問題について

井上裕正

はじめに
一　查禁鴉片煙章程の制定
二　葉恆澍事件
三　包世臣と程含章のアヘン論議
小結

はじめに

中國近代史の起點とされるアヘン戰爭を正しく理解するためには、アヘン問題の解明が不可缺である。しかし、從來の研究はアヘン戰爭直前のアヘン論議に集中しすぎた嫌いがあり、その前後をも視野にいれた問題の全體的把握は必ずしも行なわれなかった。このように考えて筆者はさきにアヘン問題に關する論考(1)を發表したが、小稿もかかる問題意識に基づくアヘン問題研究の一部である。

アヘン問題は多くの顏をもつ複雜な問題である。したがって、研究されるべきことは多岐に亙るが、殘された史料上の制約もあるので、小稿ではまず清朝のアヘン政策を解明し、ついで、先驅的に行なわれたアヘン論議にも言及したい。その他、アヘン貿易などについては必要最小限の言及に止めたことを豫めお斷りしておく。また、對象とする時期は前稿を

受けて嘉慶後期と道光前期、西暦で十九世紀の一〇から二〇年代である。

一　查禁鴉片煙章程の制定

嘉慶前期、清朝はアヘン問題を廣東、福建二省における風俗上の小さな問題と認識し、當時唯一の開港場廣州一帶でアヘンの流入を防止すること、すなわち「外禁」政策でこの問題に對應した。その結果、嘉慶四、十二、十四の各年にアヘン貿易に對する禁令が發せられたことは既に前稿で詳述したとうりである。(2)

さて嘉慶後期に入ると、アヘン問題が既に深刻化していることに、つまり小さな問題ではないことに清朝は氣附き、嘉慶十八（一八一三）年、アヘン吸飲者に對する刑罰をはじめて明定するという「內禁」政策を打ち出した。(3)これについては既に研究があるのでここでは省略する。とにかく、ここに「內禁」「外禁」併用時代が始まるのである。(4)

しかし、「內禁」が併用されたとはいえ、清朝のアヘン政策は基本的にはやはり「外禁」であった。すなわち、嘉慶十九年の上諭に、

其の來源を杜ぐは、之を內地で紛紛と查拏するに較べ、實に事半ばにして功倍すと爲す。(5)

とある。

要するに、アヘン政策史上から觀るかぎりにおいて、嘉慶後期と道光前期は「內禁」「外禁」併用という點で嘉慶前期と劃され、また、同じく併用時代であるが、「外禁」重視という點で「內禁」重視の道光中期とも劃されるのである。

嘉慶十五年、十六年、前揭の十九年と上諭はしばしば「外禁」政策の勵行を命じた。(6)また嘉慶十九（一八一四）年以來、清朝の對外關係は次第に緊張の度を高めていた。(7)そのような背景のなかで嘉慶二十年に「查禁鴉片煙章程」（以下「章程」と略記する）が制定される。次に、從來明らかにされなかった「章程」制定に至る經緯をまず解明することにしたい。

「章程」は嘉慶二十（一八一五）年にマカオでおきたアヘンに關する一事件（以下「マカオ事件」と假稱する）を直接の契機

として制定された。マカオ事件を傳える史料は殆どが外國側、具體的にはイギリス東インド會社（以下「東インド會社」と略稱する）の記錄である。管見の限りでは、清朝側の史料はただ一點しかない。したがって、東インド會社の記錄に主に依據しながらマカオ事件の全貌を可能なかぎり明らかにしていきたい。

當時外國側に流布していた情報によれば、かつて海賊の首領でその頃アモイ近海の水師長官であったアポツ（Apotsi）がマカオのアヘン業者を告發したことがそもそも事件の發端であった。以前の經驗からかれはアヘン貿易の實態に精通していたが、利益を得るために何隻かのアヘン密輸船の拏捕に踏み切った。逮捕者への訊問の結果、マカオにおけるアヘン元締グループの存在が判明した。そして、このアポツ情報は閩浙總督から兩廣總督へ傳達されたのである。[8]

右の外國側情報が云うアポツとは張保（仔）のことと思われる。張保は嘉慶十四～五年、廣東沿海を荒し回った海賊の首領で、十五年二月に兩廣總督百齡に投降した。[9]その後かれは水師に職を與えられ、マカオ事件の五年後、嘉慶二十五年二月二十七日の時點で福建省澎湖協水師の副將であったことが確認できる。[10]因みに、かれはアヘン吸飲の常習者であったという。[11]

さて、福建情報に基づいて一八一五年春、Choo-mie-Kwa（後出の清朝側史料によれば朱梅官のこと）ら、マカオの主なアヘン業者六人が逮捕された。香山縣の役人は釋放する代金として八萬ドルを要求したが、かれらは拒否した。そこでかれらは廣州府へ移送され、苛酷な拷問によってアヘン販賣の事實を自白させられたのである。[12]

東インド會社の記錄が傳えるマカオ事件の內容は以上である。ところで、この事件は兩廣總督蔣攸銛（嘉慶十六年九月二十日～二十二年九月十二日在職）によって上奏されていた。唯一の清朝側史料とはこの上奏文の節錄である。[13]また、東インド會社の記錄にも上奏文がほぼ同內容で殘されているが、清朝側史料の方がやや詳しい。兩者で相補えば、上奏の內容は次のとうりである。

朱梅官ら六人は布匹や茶を持ってマカオへ行き、ポルトガル人アントニー（Antony, 安多利）の胡椒や海參と交易した

が、アントニーの方が洋銀三千四百八十ドルの不足となった。アントニーは〔嘉慶十九年〕九月末に歸國の豫定で、かれが乘り込む船は既に香山縣外の海上に停泊していた。そこで朱梅官らが不足額の返濟を求めると、アントニーはたまたま居合わせたポルトガル船のある船長に借金を申し出た。その船長は金はないがアヘンならあると云い、結局、朱梅官らはアヘン百二十筒（一筒の重量は約二斤七、八兩）を受け取った。しかし、禁制品の荷揚げを恐れたかれらは、たまたま小舟で通りかかった見知らぬ連中にアヘンを賣却して三千八百四十ドルを得た。[14]

清朝側史料には右の上奏に對する上諭も附されており、それには「朱梅官等、著して革職せしめ、先ず事を犯すの地方に於て、枷號すること一箇月、滿つるの日、黑龍江に發して苦差に充當せよ」[15]とある。

以上がマカオ事件の顚末である。この事件はマカオにおけるアヘン業者の大物を逮捕した事件であったが、兩廣總督蔣攸銛の事實を歪曲した上奏により、結局は瑣細なアヘン密賣買事件として處理されたのである。[16]しかし、マカオ事件を契機にアヘンをめぐって事態は動きだし、その結果、「章程」の制定が蔣攸銛によって奏請され、[17]嘉慶二十年三月二十三日の上諭で裁可されたのである。[18]

さて、以上から判斷すれば、嘉慶前期に發布された一連の禁令と同じく「章程」も亦、アヘン貿易を禁絶しようという積極的動機というよりも、むしろマカオ事件で動き出した事態に對する兩廣總督蔣攸銛の自己保身的な動機によって制定されたと言えるだろう。マカオ事件を歪曲して上奏するというかれの行爲がそのことを如實に物語っている。香山縣の役人が釋放金八萬ドルを要求したことと合わせて、「外禁」政策をめぐる廣東官僚の實態を垣閒見た思いがする。[19]

さて、「章程」の內容は既に明らかにされているが、その要點を記すと(一)マカオに入港するポルトガル船は荷揚げにさきだち清朝官憲の臨檢を受け、アヘンを積んでいた場合にはその船による一切の貿易を禁じて退去せしめる、(二)アヘン禁令に關わる「議處」と「議敍」、すなわち行政上の處分と賞功について、の二點である。(二)については後述に讓り、まず(一)について考察しよう。

荷揚げにさきだつ外國船の臨檢を明言したのは今回の「章程」がはじめてである。したがって、その適用がマカオに入港するポルトガル船に限定されていたとしても、「章程」が「外禁」政策の強化を意味したことは明らかである。ところで「章程」はなぜマカオのポルトガル人を對象として限定したのだろうか。勿論、直接の原因はマカオ事件である。しかし、當時の情勢を注意深く視野のなかに入れたとき、天主教、すなわちカトリック教の問題がそこに微妙な影を落としていたことに氣附くのである。

嘉慶十六年の大禁壓[20]以來、既に「邪教」視されていた天主教に對する取締りは、嘉慶十八年の天理教徒の反亂を契機にますます強化された。[21]嘉慶十九年二月、給事中李可蕃は廣東における天主教の存在を告發したが、[22]これに對する上諭に、

香山の澳門一帶に至りては、地外洋に迫り、夷人寄居の所爲り。近ごろ復た天主教を傳習す。之を久しくすれば、亦た恐らくは患を滋くせん。[23]

とあり、「澳門」つまり澳門（マカオ）が天主教との關連で注意されている。この上諭で命ぜられた兩廣總督蔣攸銛の覆奏はその內容を詳らかにしえないが、それに對する上諭に、

天主教は本より外洋自り傳わる。該夷人澳門に居住し、自ら其の教えを習うは、原より必ずしも過問せざる可し。惟だ該夷人若し內地の民人に向いて傳授すれば、則ち其の煽惑して毒を流すを恐る。此れ嚴切に申禁せざる可からず。一たび査出を經たれば、但に內地習教の人を將て、律を按じて懲辦するのみならず、其の傳教の西洋人も亦、一併に嚴懲せよ。[24]

とあり、マカオ及びそこに居住するポルトガル人を天主教流布の元凶と看做していた。

そして、天主教とアヘンは結びつけられて問題とされることになる。すなわち、前掲の嘉慶十九年の上諭は、「內禁」より「外禁」の方が有效であることを指摘した後、すぐに「再に天主教は倫理を絕滅すれば、乃ち異端にして害の尤なる者なり。云々」[25]と續けて天主教問題にも言及していた。同じ上諭のなかでアヘンと天主教の問題が取り上げられ、兩者の

取締りが兩廣總督蔣攸銛に命ぜられたのである。

このように觀てくるならば、「章程」がマカオに入港するポルトガル船を狙い撃ちした誘因として、天主教の問題があったと考えて差し支えないだろう。果たして「章程」を裁可する上諭に、

爾等（ポルトガル人、筆者註）澳に在りて居住するの人に至りては、既に天朝の地方に在れば、即ち應に天朝の法度を遵奉すべし。若し敢えて私かに自ら〔アヘンを〕製造するに於て、近きに就きて利を牟めんと希圖すれば、則ち法律具在す。即ち中國に在りて私かに天主教を傳うると異なる無し。必ず重く爾等の罪を治め、寛恕する能わず。(26)（傍點筆者）

とあるのである。

翻って考えれば、嘉慶以來道光前期まで清朝はアヘン問題を一貫して風俗人心上の問題と認識していたのである。(27) その他、清朝が風俗人心上の問題と看做したものには、賭博(28)、奢侈(29)などもあったが、やはり「邪教」(30)こそはその最大のものであった。したがって第一に、「章程」制定の場合のように同じ風俗人心上の問題としてアヘンと天主教（＝「邪教」）の二問題を清朝が同列で論じたとしてもなんら不思議ではない。また第二に、アヘン問題を風俗人心上の問題と認識したことは、清朝がこの問題を輕視していたことを必ずしも意味しない。なぜならば、「邪教」問題のなかに見ざるをえなかった社會秩序の紊亂、延いては統治の動揺という危機感を、清朝はアヘン問題のなかにも懷いていたことになるからである。

さて「章程」にはもうひとつ重要な決定が含まれていた。それは前述した内容の(二)アヘン禁令に關する「議處」「議敍」についてである。特に「議處」のひとつである「失察處分」（監督不行屆きに對する行政處分）については、嘉慶十六年の上諭に、

當に〔アヘンの〕賣放を失察するの監督及び委員、吏役人等を將て、一併に懲辦して貸さざるべし。(31)

とあり、處分の具體的な程度は未定ながらも嚴しく臨むことが既に命ぜられていた。これについて蔣攸銛は上奏のなか

で、

惟だ流弊已に一日に非ず。或いは地方の文武、從前の失察處分に慮及し、拏獲せる販賣の匪徒到案し、歴年の舊案を供出すれば、是れ未だ獲犯の功を受けざるに、先ず失察の咎を受けるを恐れ、瞻顧因循するは、勢いとして免れ難き所なり。(32)

と述べ、地方の文武官僚が失察處分を恐れて眞面目に取締りをしないという實情を訴えた。その上で、失察處分を輕減すると同時に、アヘンを拏獲した場合の「議敘」をも明定するようかれは奏請したのである。(33) これに對して上諭は、

其の僅かに失察に止まる者、竟に當に概して處分を寛免するを行なうべし。(34)

と云い、單なる失察に對する處分は一概に免除することが「章程」で認められたのである。尚お、「議敘」についても蔣攸銛の奏請どおり裁可された。(35)

アヘン禁令に伴なう失察處分について、ここでは以上の事實經過を述べるに止め、この問題の意味については次章で考えることにしたい。

最後に「章程」制定の影響について述べておこう。マカオのみならず黄埔においてもアヘン取引が短期間阻礙されたこ(36)とのほかに「章程」は次のような二つの重要な結果をもたらした。

第一は「章程」で狙い撃ちされたマカオのポルトガル當局の對應に關するものである。まず、清朝官憲の默認をえるための贈賄財源としてポルトガル當局はマカオに運び込まれるアヘンに對して一箱につき四十ドルを徴收し始めた。(37) ある推計によると、その額は年間十萬ドルにも達したという。(38) 次に、ポルトガル船以外で運ばれるアヘンのマカオ陸揚げを禁じた舊例（一八〇五年）をポルトカル當局は復活させた。(39) その結果、イギリスの地方貿易商人はアヘンを黄埔へ集中的に運ぶことになったのである。(40)

第二は「章程」が要求するポルトガル船の臨檢に對するイギリス側の反應である。清朝官憲が臨檢をイギリス船にも適

用しようとするのではないかと東インド會社の管貨人委員會は豫想し、それに對する拒絶を會社船の船長に命じた。[41] 實際清朝がイギリス船にも臨檢を要求したか否かは詳らかでない。しかし、二年後にアメリカ船ウォーバッシュ（Wabash）號の事件[42]がおこると、清朝官憲はイギリス船に對して臨檢を要求した。[43] これに對して管貨人委員會が強く抵抗し、また軍艦オルランド（Orlando）號を川鼻まで呼び寄せて威嚇した結果、清朝側はイギリス船の臨檢を斷念することになる。[44]

二　葉恆澍事件

嘉慶末期以來、清朝は「內禁」面ではアヘンを吸飲した官僚を處罰すると共に、[45] 特に「外禁」政策を強化していった。そして、道光初期に「外禁」政策はひとつの頂點に達し、その結果、アヘン密輸船は黃埔を離れて外海の零丁洋に停泊することになる。所謂る零丁洋時期[46]がここに始まるのである。

零丁洋時期を生みだすことになった直接の契機は、道光元（一八二一）年にマカオで葉恆澍が逮捕された事件（以下「葉恆澍事件」と假稱する）である。葉恆澍事件に關しては中外雙方に史料が存在するが、兩者が傳える內容は著しく相違している。

まず、清朝側史料としては道光二年三月二十八日附の兩廣總督阮元（嘉慶二十二年九月十二日～道光六年五月十七日在職）の上奏がある。この上奏では道光元年に檢擧されたアヘン密賣買事件五件が一括して報告されているが、そのひとつが葉恆澍事件であり、その內容は次のようであった。

葉恆澍（州同の虛銜を捐納で得ていた）はマカオ地方で繪船一隻を所有して漁業を營んでいた。道光元年七月、かれの繪船が娘媽閣に停泊していたところ、マカオに貿易のため來ていた顏見知りの福建人陳五にたまたま出會った。陳五はかれに每觔洋銀十二ドルでアヘンを買わないかと話を持ち掛けた。そこでかれは仲閒と一緖に洋銀千三百二十ドルを集め、アヘン百十觔を陳五から買った。そして、名前を知らない墟客（市場の客商）に一觔十六ドルで賣った後、逮捕された。[47]

右の上奏によれば、葉恆澍事件とはなんの變哲もないアヘン密賣買事件ということになる。しかし、外國側諸史料によれば、葉恆澍事件は次のようにかなり重大な内容を含む事件であった。

一八二一年九月、葉恆澍（ポルトガル人はかれをアシー Asee と呼んだ）は殺人事件に關連して逮捕された。かれ自身が手を下したとも、[48] 或いは殺し屋を雇ったともいわれるが、[49] いずれにしても殺し方が殘虐であったようだ。[50] 被害者はかれの個人的な對立者とも、[51] 兩廣總督に近い人物で下級役人ともいわれる。[52] また、葉恆澍も下級役人とされている（阮元の上奏で云う州同であろう）。[53] しかし、かれはただの下級役人ではなかった。すなわち、前章で述べたようにマカオのポルトガル當局はアヘン貿易を默認してもらうために毎年清朝官憲に贈賄していたが、[54] 葉恆澍こそはこの贈收賄を仲介していた人物で、しかも、マカオにおける代表的なアヘン業者であったという。

恐らくは香山縣の役人によって逮捕された葉恆澍はかなり酷い拷問を受け、それに對する報復としてアヘンをめぐってマカオで行なわれている贈收賄の實態を暴露した。[55] 或いは、役人たちを卷き込めば自分が無實になるかも知れないと考えて暴露したともいわれる。[56] また、暴露した先は廣州府とも[57]北京ともいわれ、[58] 後者という史料では、いずれ北京から眞相究明のために特使が派遣されるだろうとも述べられている。[59]

外國側諸史料が傳える事件の内容は以上のとおりである。いくつかの點で異同があったり、殺人の動機など細かな點で不明なところもあるが、事件の大筋はだいたい一致している。就中、葉恆澍がアヘン業者でマカオにおける贈收賄の仲介者であったことはどの外國側史料も認めるところである。

このように中外の史料が傳える葉恆澍事件の内容は大きく食い違っている。しかし、外國側には事件を歪曲する必要もなかったのに對し、清朝官憲には歪曲の動機が充分考えられること、また事件を契機に當時粵海關監督を兼任していた兩廣總督阮元が「外禁」政策をかなり積極的に推進したことから判斷すると、葉恆澍事件が單なるアヘン密賣買事件であったとは考えにくく、やはり外國側諸史料が傳える内容を眞相に近いものと看做さざるをえない。しかし、阮元は葉恆澍を

アヘンの販賣一回という罪だけで告發し、枷號一ヶ月の上、近邊に發して軍に充てる（配所に到着後、杖一百）という處罰を奏請したに過ぎなかったのである。[60]

ところで、阮元が歪曲したのは葉恆澍事件の内容に止まらなかった。これにさきだって阮元は、アヘン貿易が終熄しないのは公行商人が禁令を遵守しないからだという理由で當時總商の筆頭だった伍敦元を彈劾し、かれが得ていた三品頂戴を摘去するよう奏請して裁可されていた。[61] この上奏のなかで阮元は一言も事件に觸れていないが、外國側史料によれば、葉恆澍事件こそは伍敦元彈劾の直接的原因だったのである。[62] また、東インド會社の記錄によれば、その背景には次のような經緯があったという。[63]

前述したように嘉慶二十二年にウォーバッシュ號事件がおきた際、伍敦元は保商として事件に卷き込まれたが、多額の罰金を當局に納めてことなきをえた。他方、香山縣知縣は事件の責任を問われて危うく參劾罷免されるところだった。以來伍敦元を恨んでいたかれは四年後の當時、廣州府知府に昇任していた。そこへ葉恆澍の暴露である。かれはこの機會を捉えて伍敦元への復讐を企圖した。それが今回の彈劾に繋がったというのである。[64]

かつて香山縣知縣で當時の廣州府知府とは鍾英のことと思われる。[65] ただし、清朝側史料によれば、ウォーバッシュ號事件當時かれは澳門同知であり、[66] 東インド會社の記錄はこれを香山縣知縣と勘違いしたようだ。言うまでもないが、澳門（マカオ）は香山縣に屬している。

右の興味深い話の眞僞はともかくとして、當面の關心事は葉恆澍事件と伍敦元彈劾とが密接に關連していたことである。したがって、阮元が兩者を關連づけず別々に、しかも伍敦元彈劾を先に上奏したことは、葉恆澍事件の上奏ほどではないとしても、やはり重大な歪曲といわざるをえない。このような廣東官僚の歪曲についてはのちでも觸れるが、ここでは情報の問題について一言指摘しておきたい。すなわち、廣東官僚が責任廻避のために事實を歪曲して上奏する結果、北京の中央政府に充分且つ正確な情報が傳わらなくなってしまう。要するに、情報の量と質において中央と地方との間に極

めて深刻な乖離が生じてしまうのである。このことはアヘン禁令も含めてあらゆる政策の決定と遂行にとって危険な障害となっただろう。

さて、葉恆澍事件を契機に兩廣總督阮元はアヘン商人チャールズ・マニアック（Charles Magniac）の云う「記憶のかぎり最も激しい〔アヘン禁令の〕遂行」[67]を餘儀なくされるが、その手始めが公行商人伍敦元の彈劾であった事實に注目したい。

既に嘉慶二十四年十一月に御史黃大名が「粵東の積弊」を條陳するなかでアヘン問題にも言及した結果、翌二十五年の二月と五月の二度に亙って阮元はアヘン禁令の遵守を公行商人に嚴命していた。[68] その際、黃大名は、[69]

粵省の夷船、鴉片烟泥を帶來す。一たび海口に至れば、輒ち海關監督の家人に銀兩を餽送すること有り。歲毎に約十餘萬、或いは二、三十萬不等なり。名づけて私稅と曰う。[70]

と云い、粵海關監督の家人による「私稅」徵收を告發したにもかかわらず、その點は曖昧にされたまま、結局は公行商人に對して禁令の遵守が嚴命されたのである。

今回の葉恆澍事件においても阮元は前例どおりに對應していく。かれは伍敦元彈劾の上奏のなかで、

惟うに向來、臣と監督衙門の各國大班に傳諭する事件は、俱に洋行商人に發交し、夷字を照繕し、轉じて傳諭を爲さしめ、全て該商等の欽遵して辦理するに藉り、敬みて天朝の法度を布き、畏懼するを知らしむ。宜しく但に奉文轉行のみを以て事を了わるべからず。蓋し洋商は夷人と最も切近爲り。夷船私かに鴉片を帶すれば、卽い能く臣等の耳目を瞞すも、斷じて該商等の耳目を瞞す能わず。[71]

と述べ、禁令を含む一切の連絡事項が公行商人を介して外國側へ傳達されていること、違反船の摘發が公行商人でなければ事實上無理なことを說明している。ついで、

迺ち頻年以來、從って未だ洋商一船を稟辦するを見ず。其の祇だ夷人に見好することのみを圖り、內地の害を受くる

を顧みざるを爲すは、顯らかにして見ること易し。洋商内の伍敦元、總商居首の人に係れば、責任尤も專らなり。各國夷情も亦、最も熟すと爲す。今、衆商と通同して狥隱するは、殊に惡む可しと爲す。[72]

とあり、公行商人が禁令を勵行せず、外國人の御機嫌を伺うばかりで、中國がアヘンの害を受けていることを顧慮しないと指摘した上で、伍敦元が負うべき責任を問うている。

この伍敦元彈劾の上奏が裁可されたことからも想像されるように、今回の責任追求は公行商人にとってかなり嚴しいものであった。一八二一年十一月十二日、伍敦元を始めとする公行商人は外國側に對して、㈠黃埔に停泊するアヘン密輸船は卽刻退去すること、さもないと官憲に報告せざるをえないこと、㈡以後アヘンを積んでいないという誓約書を提出しなければ、その船の保商になることはできないことを通告した。[73]

まず第一點について、黃埔に停泊中の四隻の外國船がアヘンを積んでいることを公行商人は結局告發せざるをえなかった。[74]四隻とはメロープ（Merope）號、フーグリ（Hooghly）號、ユージニア（Eugenia）號のイギリス船三隻、及びアメリカ船エミリ（Emily）號である。[75]因みにイギリス船三隻はいずれもかのアヘン商人ジェームズ・マセソン（James Matheson）に關係していた。[76]一八二一年十一月から十二月まで清朝官憲が退去を強く要求した結果、[77]四隻の外國船は黃埔を離れた。しかし、そう遠くまでは退去せず、零丁洋まで退いて投錨した。[78]所謂る零丁洋時期はここに始まるのである。

他方、第二點の誓約書提出の件は難航した。當時公行商人は全部で十一家あり、伍敦元と盧棣榮が總商、殘りの九家が散商であった。このうち總商二人と散商の潘紹光と劉東の四人が「身家殷實」であり、廣州では「前四家、後七家」と稱されていた。[79]しかるに、葉恆澍事件を報告する阮元の上奏に、

嗣後、該夷船進口すれば、散商舊に照らして認保し、頂眞に稽查するを除くの外、仍お伍敦元、盧棣榮、潘紹光、劉東の四人に飭し、依次輪流して查察せしめ、保を加え以て責成を重くせん。[80]

とあり、散商が保證した上に「前四家」が輪番で「加保」するという、いわば二重の保商制度がここに始まる。そして、「前四家」が義務づけられた「加保」のひとつが保證する外國船にアヘンは積まれていないという誓約書の提出であった。そこでかれらは自衞手段として外國船に對しても誓約書（東インド會社側の所謂るカウンター・ボンド Counter Bond）を提出させることを提案し、官憲の承認を經て今回の要求となった次第である。[81]

一般にアメリカ船は誓約書の提出に同意した。[82] しかし、責任が及ぶことを恐れた東インド會社の管貨人委員會は、會社船についてはアヘンを取り扱っていないという理由で峻拒すると同時に、地方貿易船に對してもライセンスの取消しで威嚇し、誓約書の提出を拒否するよう命じた。[83] 結局、阮元が一八二二年三月の布告で東インド會社船に對して誓約書の提出を免除したので、[84] この問題は一應の決着をみたのである。

葉恆澍事件は零丁洋時期を生みだした事件として特筆されねばならない。しかし、それは單にアヘンの取引場所が黃埔から零丁洋へ移ったという表面上の變化だけを捉えた評價では決してない。以下で述べるように零丁洋時期の到來が「外禁」政策の構造的變化を意味するが故に、葉恆澍事件は劃期的たりえたのである。

ところで、筆者は清朝のアヘン政策を考察するにあたって「外禁」か「內禁」かという點に着目した。それは內、外という形式で單純に便宜上分けたのではなく、どちらを採るか、或いは重視するかによって政策遂行に附隨する責任の所在と大小が異なると考えたからである。勿論、「外禁」の場合には當時唯一の開港場をかかえる廣東官僚が、「內禁」の場合には官僚一般が各々責任を問われることになる。アヘン政策が實際どのように運用されたかを考えるとき、官僚制につき纏う責任問題は無視できない、否、かなり重要な點ではないだろうか。

前述のように嘉慶前期から道光前期までは基本的に「外禁」政策の時代である。すなわち、他地域の官僚よりも廣東官僚の責任がより強く要求された時代であった。既に前稿で解明したように、嘉慶四年、十二年、十四年とアヘン問題が浮

上するたびに、時の兩廣總督は素早くアヘン禁令を發して自己の保身を圖った。[85] 蔣攸銛と阮元が各々マカオ事件と葉恆澍事件を歪曲して上奏し、その後「外禁」政策を強化して自己保身に努めたことは既にみてきたとうりである。

このような廣東官僚にとって、前述したように嘉慶二十年の「章程」で失察處分が免除されたことは、かれらの負擔をかなり輕くする效果があっただろう。しかし、責任問題についてはそれ以上の切り札を廣東官僚は持っていた。それは保商制度である。すなわち、當時中國に來航する外國船は公行商人のいずれか一人を保商に立てなければ貿易できず、その保商は外國貿易に關わる一切を責任もって請負わされていた。そして、阮元の伍敦元彈劾の上奏に端的に表明されていたように、保商制度の存在は廣東官僚にとって格好の逃げ道となっていたのである。

「外禁」政策で責任を問われるのは本來廣東官僚であるはずだが、かかる情況のもとではとどのつまり公行商人に對する責任の追求に歸着してしまうのである。要するに、「外禁」政策を基本とした當該時期は公行商人が實際上誰よりも責任を強く問われた時代であり、そのピークが葉恆澍事件のおきた道光初期だったのである。

筆者の所謂るアヘン政策の構造とは以上のような觀點からの謂である。この構造が零丁洋時期の到來と共に變化し始める。すなわち、アヘンを積んできた外國船は零丁洋に停泊する躉船にアヘンを降ろした後、合法品だけを積んで廣州へ赴いた。[86] したがって、公行商人が保證する外國船にアヘンはもはやない。また、躉船はアヘン專用の貯藏船で通常の貿易はしないから、保商を必要としない。このような事態は誓約書の提出を義務づけられた公行商人にとって明らかに好ましいものであり、逆にその分だけ責任の比重は廣東官僚の方へ傾き始めた。また、道光三年に「失察鴉片煙章程」[87]が制定され、嘉慶二十年の「章程」以來免除されていた失察處分が復活したことも、廣東官僚が負うべき責任を增大させた。要するに、アヘン政策史上から觀れば、零丁洋時期の開始は責任の比重が公行商人から廣東官僚へ移り始めるという「外禁」政策の構造的變化を意味したのであり、その意味において葉恆澍事件の歷史的意義も始めて正當に評價されるのである。

三　包世臣と程含章のアヘン論議

嘉慶二十五（一八二〇）年、包世臣は「庚辰襍著二」[88]のなかでアヘン嚴禁論を主張した。包世臣、字愼伯、安徽省涇縣の人、嘉慶十三年の擧人。[89]かれが農政、漕運、河工、鹽政などに通じた經世致用學者で、朱珪、百齡、陶澍ら地方大官の幕友として嘉道期の諸改革を推進した人物であることは既に大谷敏夫氏によって明らかにされている。[90]また、包世臣のアヘン嚴禁論についても大谷氏による言及があるが、[91]ここでは前二章で考察した清朝の「外禁」政策との關連のなかで詳細に檢討することにしたい。まず、アヘン問題に對するかれの認識をみよう。

鴉片は外夷に產す。其の人を害するは酖毒と異ならず。故に販賣する者は死し、買食する者は刑す。例禁最も嚴なり。然るに近年、轉た禁じて轉た盛んなり。其の始めは惟だ閩粵のみに盛んなり。近ごろは則ち處として有らざるは無し。卽ち蘇州一城を以て之を計るに、鴉片を吃する者、十數萬人を下らず。

とあり、禁令にもかかわらず、アヘンが全國的に流行し、蘇州府の吸飲者數は十數萬を下らないという。次にアヘンに消費する金額について、

鴉片の價、銀に較べて四倍す。牽算するに、每人每日、至少銀一錢を需むれば、則ち蘇城每日卽ち銀萬餘兩を費やす。每歲卽ち銀三、四百萬兩を費やす。各省の名城大鎭を統べれば、每年の費やす所、萬萬を下らず。

とあり、中國全體で年間銀一億兩をアヘンに消費しているという。また、

近來、習い奢靡を尙ぶ。然れども奢靡の費やす所、尙お貧苦工作の家に散ずれば、所謂る楚人弓を亡うも、楚人之を得るなり。惟だ鴉片を買食すれば、則ち其の銀皆な外夷に歸す。每年國家の正供、幷びに鹽關の各課、四千餘萬に過ぎず。而るに鴉片の一項、銀を外夷に散ずる者、且に正賦に倍差せんとす。

とあり、普通の贅澤による消費があくまでも中國內部での金の移動を意味するのに對し、アヘン購入に費やされる銀はす

べて外國人の手へ流れてしまう。しかもその額は國家歳入の二倍になんなんとするという。そして、アヘンの弊害を次のように結論する。

夫れ銀幣周流し、鑛産息まざるに、何を以て近來銀價日に高く、市銀日に少なきや。厥の漏巵を究むるに、實に此れに由る。況んや外夷泥を以て來り、內地銀を以て往くをや。中を虛しくして外を實たす。關わる所細に匪ず。所謂る鴉片は銀を外夷に耗らす者、其の弊此の如し。

すなわち、銀價の騰貴や市場の銀不足はアヘンによる銀の流出に起因すると包世臣は理解した。管見の及ぶかぎり、また後述する程含章との先後關係を留保すれば、アヘン問題に對するこのような認識を明言したのは包世臣がはじめてである。

ところで、外國貿易による紋銀の流出については嘉慶四年以來しばしば問題とされ、時にはそれが暗にアヘンと結びつけられたこともあったが[92]、嘉慶十二年の兩廣總督吳熊光[93]、同十九年の戶部左侍郎蘇楞額[94]、道光二年の御史黃中模[95]の各上奏にみられるように、紋銀流出の原因は洋銀（＝洋錢＝番銀＝スペイン・ドル）の購入にあるというのが一般的な見解であった。

このような見解は事實の一面を確かについていた。なぜならば、當時スペイン・ドルが特に揚子江以南の地域で通行し[96]、またそれにプレミアムが附いた結果、外國貿易の決濟手段に紋銀が用いられたからである[97]。しかし、決濟される外國貿易の內實を知れば、アヘン貿易の存在が紋銀流出の主因としてみえたはずである。それまで四千箱臺で横這いしていたアヘンの流入量は嘉慶末・道光初期を轉機として次第に漸增し[98]、道光三（一八二三）年にはインド棉花を拔いてイギリス側輸出品の首座につくのである[99]。しかるに、アヘンを紋銀流出の原因とする見解が一般に定着するのが道光九（一八二九）年の御史章沅の上奏[100]以後であることを考えれば、包世臣の洞察力と先見性は高く評價されねばならない。

このように、清朝がアヘン問題を風俗人心上の問題と認識していたとき、包世臣は銀流出という經濟問題として認識し

た。では、これに對する解決策をかれはどのように考えていただろうか。

まず、現行禁令の無效性については前出の引用文中でも既に指摘されているが、より詳しく次のように云う。

鴉片の禁已に嚴なり。而るに愈々禁じて愈々盛んなり。其の毒に中たる者を以てすれば、則ち以て自ら止め難し。而して司禁の人、早に其の毒に中たらざるは無く、又た復た肥規を得。卽い再び嚴法を加うるも、終に具文と成らん。

とあり、中毒患者による甦生の困難さと官僚の腐敗が禁令を骨抜きにしているという。そして、かれは次のような抜本塞源策を提唱する。

此の物內地種うること無し。（嘉慶十年自り後、浙江の台州、雲南の土司も亦、罌粟を種えて膏を取る者有り。然れども必ず轉販して澳門に至り、加うるに藥料を以てし、方めて吸食す可し。是れ內土も亦、成を夷藥に待てば、仍お內物爲ると謂うを得ず）但だ夷舶を絕つのみは、卽ち自ら本を拔きて源を塞がん。一切の洋貨、皆な內地の必ず須むる所に非ず。各海關を裁撤し、稅銀二百餘萬兩を收むるを少くに過ぎざるのみ。國家歲に二百萬を減ずると雖も、而れども民財は卽ち歲に萬萬を增す。富を民に藏むるの政、是れより大なるは莫し。（括弧內は原文では割註）

すなわち、包世臣によればアヘンは嚴密にはすべて外國產であるから、外國貿易の斷絕こそは抜本塞源策であり、その結果生じる海關稅二百萬兩の減收などは確保される民財一億兩に比べれば取るに足らないという。要するに、清朝が「外禁」政策でアヘン貿易だけを禁絕しようとしたのに對し、包世臣は外國貿易そのものの斷絕を提唱したのである。

以上、包世臣のアヘン嚴禁論をみてきたが、かれの立場をより鮮明にさせるためにここでもう一人の論者に登場してもらおう。その人物は程含章、號月川、雲南省景東廳の人、乾隆五十七年の擧人である。[101] かれの「論洋害」[102]については夙に矢野仁一氏が「始めて支那に於て鴉片の銀流出の原因であることを認めたものは、私の今日まで調べた所では程含章の樣である」とその意義を指摘されている。[103] ただ、「論洋害」が道光三年以前に書かれたことは確かなのだが、[104] 包世臣の「庚辰襍著二」との先後關係は今のところ確定できない。それはともかく、兩論文がほぼ同じ時期に書かれたことは間違いな

い。[四]

さて矢野氏が指摘されたように、程含章も包世臣と同じようにアヘン問題を認識したが、對策面では兩者ははっきりと對立していた。すなわち、かれは包世臣の所謂る拔本塞源策を次のように批判する。

然れども試みに思え、其の人の能く焉を絶つや否やを。彼の諸番の中國と交易するは、已に數百年なり。一旦之を絶てば、則ち必ず心を同じくして力を合わせ、我れと難を爲さん。兵連なり禍結び、數十年に非ざれば定まらず。而して沿海の奸民、素より其の利を食えば、且に將に陰かに彼の用を爲さんとす。海濱僻靜、勝げて防ぐ可からず。且つ勝負は兵家の常なり。但だ中國をして小も挫敗有らしむれば、則ち謠諑紛乘し、群起して之を攻めん。天下の事、我れ自り之を發すれば、須らく我れ自り之を收むべし。豈に兵を以て戲と爲して浪りに邊釁を開く可けんや。

要するに、程含章は外國貿易を斷絶すれば必ず外國との戰爭を招來すると批判したのである。ところが、かかる批判があることを包世臣も重々承知していた。すなわち、かれは云う。

說者或いは以爲く、回市已に久しくして驟かに之を絶てば、恐らくは他患を生ぜんと。從來外患は必ず內奸に由る。通商の各國、英夷を以て強と爲す。然れども其の地、其の民、中華の百の一に當たるに足らず。此れより前、屢次驕蹇するは、皆な洋商之を嗾し、而して邊鎭の文武之に和せばなり。夫れ海防は大政なるも、亦た常政なり。回市の後、司防の者、上下据りて利藪と爲し、本職を廢弛す。而して反って夷威を張り以て中外を恫喝す。

すなわち、イギリスを最強とする「外患」は恐れるに足らず、むしろ外國人を使嗾する「內奸」＝「洋商」、及びそれに附和雷同する廣東の文武官僚こそが問題であると包世臣は反批判した。さらに、外國貿易を斷絶すれば戰爭を誘發する危險があると警告するが如きは「夷威を張り以て中外を恫喝す」るものと決めつけたのである。

ところで、程含章が包世臣の批判する「說者」のひとりであることは明らかである。つまり、兩者のアヘン論は單に時期を同じくしていたばかりでなく、互いに議論を鬪わせていたのである。なお、包世臣は程含章流の批判を論駁した上

で、さらに自説を補強して、

現今、東西兩洋、皆な中華と回市す。西洋は來市し、東洋は往市す。西洋夷民の必ず須むる所者、內地の茶葉、大黃なれば、則ち寶蘇局が洋銅を採買するの例に照らし、商人禁ぜざる貨物を攜えて彼れに赴いて回市するを准せば、彼の貨も仍お通行す可し。西夷更に何の詞か之れ有らん。且つ關撤されれば則ち洋商罷め、夷目は漢奸の謀主と爲すこと無ければ、自ら必ず馴貼せん。

と云い、西洋人が中國の茶と大黃を必要とするならば、長崎貿易のように中國側から出向いて交易すればよく、しかも洋商が廢止されれば、「夷目」（東インド會社の首席管貨人を指すか）も賴みとする主謀者を失って自然と從順になるだろうと述べている。包世臣の立論が公行商人に對する徹底した不信感に基づいていたことを知るのである。

さて、政策論における包世臣と程含章との對立は何處に由來するのであろうか。まず、包世臣の「庚辰襍著二」は、煙草や酒の生產が「本富」（＝穀物）を減らし、アヘンが「末富」（＝銀）を減らした結果、民衆が困窮して災害を乘り切れないという現狀に對する危機感に根ざして書かれている。就中、アヘンによる銀流出については、

是の故に銀少なければ則ち價高し。銀價高ければ則ち物値昂がる。又た民戶賦を完うするに、亦た錢を以て折す。銀價高ければ則ち折錢多く、小民重ねて困しむ。

とあり、銀貴錢賤が物價騰貴と事實上の增稅となって民衆生活を二重に苦しめている點をかれは特に問題としたのである。

このような現狀認識に基づけばこそ、その原因たるアヘン貿易はかれにとって嚴禁されねばならないものであった。しかるに、現行禁令には少しも期待できず、とりわけ廣東官僚の腐敗と公行商人の「漢奸」的策謀が「外禁」政策を骨拔きにしている。このようにかれは考え、結論として外國貿易そのものを斷絕するという拔本塞源策を提唱したのである。

このような包世臣の立場を如何に評價すべきだろうか。それに答えるにはかれの思想全般への理解が不可缺の前提とな

るため、小稿のよく及ぶところではない。ここでは、一方で民衆の困窮化に對する危機感、他方で官僚と公行商人に對する不信感を懐いた經世致用學者のアヘン問題への必然的解答、それが包世臣の拔本塞源的嚴禁論であったことを指摘するに止めたい。

他方、程含章は明らかに廣東官僚と公行商人の立場を代辯していたと思われる。まず、かれは根っからの廣東官僚であった。すなわち、嘉慶六年の署理封川縣知縣を皮切りに、廣東省内のポストを歷任した後、包世臣が「庚辰襍著二」を著した嘉慶二十五年の七月から十一月まで廣州府知府であった。[106] ついで山東省へ轉任したが、道光二年六月には再び廣東巡撫に任命されたのである[107]（同年十二月に山東巡撫へ調任）。

廣州府知府在職中にかれは羊城書院を創立し、また粤秀、越華、龍溪の各書院の重修を指導した。[108] 廣州の書院が公行商人と密接な關係にあったことは既に指摘されたところである。[109] また、かれが『（光緒）廣州府志』卷一〇八「宦績錄五」に名を列ね、しかもそのなかで「善政擧げるに勝う可からず」と功績を稱えられ、その死後、廣州府學に附設される名宦祀に祀られたことは、[110] 當地に對するかれの貢獻がいかに高いものであったかを窺うことができる。

かれが廣東官僚と公行商人の利益を代辯していたことは「論洋害」の隨處に顯われている。まず、その冒頭で、

天下の大利は洋に在り、而るに大害も亦た洋に在り。

と述べ、外國貿易に「天下の大利」もあると主張することを忘れなかった。また、

或るひと曰く、海口を嚴にし關津を謹み、但だ海關をして其の稅を收めざらしむれば、便ち其れを禁じて來らざらしむ可しと。沿海數千萬里、處處皆な登岸す可く、十萬兵有りと雖も、守る能わざるを知らざるなり。利の在る所、脛あらずして走り、羽あらずして飛ぶ。豈に必ず定めて關津に由らん。海關向に鴉片の稅無く、皆な傳聞の訛に係る。

と云い、沿海地方における「外禁」政策實施の難しさを指摘し、海關がアヘンから私稅を徵收しているという御史層の告發[111]に對しても傳聞に基づく誤りであると反論している。ついで採るべきアヘン政策を論じて、

今の計を爲すに、止だ嚴しく各國に諭し、鴉片を夾帶するを許さざる可し。某船犯す者有れば、卽ちに其の艙を封じ、貿易を許さず。而して沿海の口岸、及び城市鎭集に於て、嚴密に察訪し、屯賣大販有れば、卽ち法に置き、其の財產を沒して官に入れ、妻孥も邊に配す。其の關津口岸の查禁は、自ら言うを待たず。又た廣く敎戒を爲し、民をして心を回らして道に向わしむれば、或いは其れ稍や止まんか。

とあり、要するに現行のアヘン政策の繼續を主張している。そして、「論洋害」の最後は、

事に明らかに其の害を知るも卽ちに去ること能わず、必ず姑く之を異日に俟ち、以て其の幾の乘ず可きを待つ者有り。此の類いは是れなり。

と締め括られている。アヘン問題の解決は將來の好機到來を待って行なうべしというかれの意見は、前章でみた「外禁」政策の構造的特色を考慮すれば、廣東官僚と公行商人の雙方に對する援護射擊といえる。就中、それは零丁洋時期の到來によって責任の比重が增大しつつあった廣東官僚の意向を見事に代辯していたのである。果たせるかな、道光二年に兩廣總督阮元はアヘン貿易について「暫く覊縻を事とし、徐に禁絕を圖らんことを奏請」(112)した。前述のように程含章はこの年の六月から十二月の閒、阮元の下で廣東巡撫だったのである。

前章で述べたように「外禁」政策から生じる責任問題をめぐって廣東官僚と公行商人はある意味で對立關係にあった。しかし、外國貿易の存續という點においては兩者の利害は完全に一致していた。したがって、包世臣から外國貿易斷絕論を突きつけられたとき、兩者は小異を捨てて大同につき、これに反論した。それが程含章の「論洋害」だった。そして、ここに形成され始めたアヘン問題をめぐる廣東官僚と公行商人の結託關係は、いずれ近い將來「弛禁」論を提議することになるのである。

小　結

嘉慶後期・道光前期において清朝はアヘン問題を風俗人心上の問題と認識し、「内禁」を併用しつつ基本的には「外禁」政策で對應した。「外禁」政策とは本來アヘン貿易の禁絶を企圖する政策だが、實際には兩廣總督を頂點とする廣東官僚の自己保身策として運用されていた。また、「外禁」政策に伴なう責任は保商制度によって最終的に公行商人が負わされていた。

「外禁」政策は道光初期の葉恆澍事件を契機にひとつの頂點に達し、公行商人に對する責任追求も極めて強化された。しかし、皮肉にも事件の結果零丁洋時期が到來すると、「外禁」政策に伴なう責任の比重は廣東官僚へ傾き始めた。丁度それに對應するかのように、兩廣總督阮元はアヘン貿易の漸進的禁絶を奏請したのである。

このような「外禁」政策の現實に失望し、またアヘン問題を經濟問題として認識した包世臣は、拔本塞源策として外國貿易そのものの斷絶を提議した。それに對して程含章は反論し、外國貿易の存續を共通の利益とする廣東官僚と公行商人の立場を代辯した。兩者の論爭はいわば「第一次アヘン論議」と呼べるだろう。ただし、それはのちの「嚴禁」對「弛禁」ではなく、外國貿易の斷絶か存續かを爭點としていたのである。

小稿では清朝のアヘン政策を解明することに主眼を置き、また紙幅の制約もあるので、筆者の所謂る「第一次アヘン論議」についてはその存在を確認するに止めた。その詳細については稿を改めて論じることにしたい。

註

＊小稿でしばしば引用する史料、研究について、以下のように略記する。

宣宗實錄＝大清宣宗成皇帝實錄。
嘉慶史料＝清代外交史料・嘉慶朝。
道光史料＝清代外交史料・道光朝。
仁宗實錄＝大清仁宗睿皇帝實錄。

Morse A＝H. B. Morse, *The International Relations of the Chinese Empire, vol. 1, The Period of Conflict, 1834—1860*, Shanghai, 1910.

Morse B＝H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company trading to China 1635—1834*, Oxford, 1926.

(1) 「清代咸豐期のアヘン問題について—特に咸豐八(一八五八)年におけるアヘン貿易の合法化をめぐって—」『史林』第六〇卷第三號、一九七七年。「清代嘉慶期のアヘン問題について—嘉慶期前半のアヘン禁令を中心として—」『島根大學法文學部紀要　文學科編』第四號—一、一九八一年。以下、小稿で引用する拙稿とは後者を指す。

(2) 拙稿參照。

(3) 于恩德『中國禁煙法令變遷史』一九三四年、頁二五—二七。

(4) 「丙禁」「外禁」については、拙稿、頁六一を參照。

(5) 仁宗實錄、嘉慶十九年五月甲午の條。及び嘉慶史料、第四冊。

(6) 仁宗實錄、嘉慶十五年三月丙辰の條。同、嘉慶十六年三月己酉朔の條。

(7) 一八一四年、米英戰爭の影響で珠江口外においてアメリカ船がイギリス軍艦によって拏捕されたり、追跡されたりする事件がおきた。また同年、東インド會社の管貨人委員會の通譯をしていた中國人李耀が逮捕されたが、この事件を處理する過程で、清朝はイギリス人通譯G・T・ストーントンを危險人物視するようになる。そして一八一六年、アマースト訪中使節團が叩頭問題で清朝と衝突し、中英關係は一擧に險惡化した。

Morse A, pp. 55—56. Morse B, vol. III, pp. 211—223. 嘉慶史料、第四冊。

(8) Morse B, vol. III, pp. 208—209.

(9) 勝田弘子「清代海寇の亂」『史論』第一九集、一九六八年、頁四三—四五。

(10) 仁宗實錄、嘉慶二十五年二月癸丑の條。なお、この上諭は御史林則徐の張保彈劾上奏に對するものである。林崇墉『林則徐傳』(普及本)、一九七六年、頁五二—五三。楊國楨『林則徐傳』、一九八一年、頁三五。

(11) 仁宗實錄、嘉慶二十五年二月癸丑の條。

(12) Morse B, vol. III, pp. 208, 236.

(13) 李揚華『公餘手存』「海防」(卷一)中國史學會主編、中國近代史料叢刊、第一種『鴉片戰爭』第一冊、一九五四年、所收。

(14) 同右。Morse B, vol. III, pp. 236—237.

(15) (13)に同じ。なお、名前の「梅官」及び上諭で革職が命ぜられていることから、かれが捐納で虛銜をえていたことがわかる。

(16) Morse B, vol. III, pp. 236—237.

(17) 嘉慶史料、第四冊、嘉慶二十年二月二十一日。なお、蔣攸銛の上奏では「查禁鴉片烟條規」とあるが、上諭中の「查禁鴉片煙章程」を小稿ではとった。

(18) 嘉慶史料、第四冊。仁宗實錄、同日の條。

(19) 于前揭書、頁二八。郭廷以『近代中國史』第二冊、一九四一年、頁四〇—四三。

(20) 矢澤利彥「嘉慶十六年の天主教禁壓」『東洋學報』第二七卷第三號、一九四〇年。

(21) 嘉慶史料、第四冊、巡視中城御史嵩安等の上奏、嘉慶十八年十一月初十日。
(22) 仁宗實錄、嘉慶十九年二月乙巳の條。
(23) 同右。
(24) 仁宗實錄、嘉慶十九年三月癸丑の條。
(25) (5)に同じ。
(26) 嘉慶史料、第四冊、嘉慶二十年三月二十三日の上諭。
(27) 嘉慶前期については拙稿を參照。嘉慶後期については仁宗實錄の以下の上諭參照。嘉慶十五年三月丙辰の條、同十六年三月己酉朔の條、同十八年六月己酉の條、同十九年五月甲午の條、同十九年十二月甲戌の條。道光前期については、道光史料、第一冊所收の以下の上諭參照。道光元年十一月十九日、同二年二月十五日。
(28) 仁宗實錄、嘉慶二十四年十一月戊寅の條。
(29) 仁宗實錄、嘉慶十八年十一月庚寅の條。
(30) 仁宗實錄、嘉慶十七年六月丁巳の條、同二十二年六月己丑の條、同二十三年六月壬午の條、同二十四年三月丙申の條。
(31) 仁宗實錄、嘉慶十六年三月己酉朔の條。
(32) 嘉慶史料、第四冊、嘉慶二十年二月二十一日。
(33) 同右。
(34) (18)に同じ。
(35) 同右。
(36) Morse B, vol. III, p. 238. D. E. Owen, *British Opium Policy in China and India*, New Haven, 1934, p. 74.
(37) Morse B, vol. III, p. 323.
(38) *Ibid.*, p. 323.
(39) *Ibid.*, pp. 250—251.
(40) M. Greenberg, *British Trade and the Opening of China 1800—42*, Cambridge, 1951, p. 120.
(41) Morse B, vol. III, p. 238.
(42) 一八一七年、アメリカ船ウォーバッシュ號が蜑民李奉廣らに襲われた。その後かれらは拏獲されたが、ウォーバッシュ號にアヘンが積まれていたことが判明し、辨償問題がこじれた。Morse B, vol. III, pp. 318—320. C. C. Stelle, "American Trade in Opium to China, Prior to 1820", *Pacific Historical Review*, vol. IX, 1940, p. 438. 嘉慶史料、第六冊。紹溪『十九世紀美國對華鴉片侵略』一九五二年、頁十九。
(43) Owen, *op. cit.*, pp. 74—75.
(44) *Ibid.*, pp. 74—75.
(45) 仁宗實錄、嘉慶二十三年二月己卯の條、同二十四年閏四月癸巳の條、同二十四年閏四月乙未の條。
(46) 郭前揭書、頁五一。
(47) 道光史料、第一冊、道光二年三月二十八日。
(48) Morse B, vol. IV, p. 14.
(49) S. W. Williams, *The Middle Kingdom*, London, 1883, vol. II, p. 379.
(50) Morse B, vol. IV, p. 41, Appendix Z.
(51) Williams, *op. cit.*, p. 379.
(52) Morse A, p. 178.
(53) Morse B, vol. IV, p. 14.

(54) *Ibid.*, p. 41, Appendix Z. Williams, *op. cit.*, p. 379.
Greenberg, *op. cit.*, p. 121.
(55) Williams, *op. cit.*, p. 379.
(56) Morse B, vol. IV, p. 41, Appendix Z.
(57) *Ibid.*, p. 14.
(58) Greenberg, *op. cit.*, p. 121.
(59) *Ibid.*, p. 121.
(60) (47)と同じ。
(61) 道光史料、第一冊、道光元年十月十四日。
(62) 同右、道光元年十一月十九日。
(63) Morse B, vol. IV, p. 40, Appendix Z. Williams, *op. cit.*, p. 379.
(64) Morse B, vol. IV, p. 14.
(65) (光緒) 廣州府志 卷二三、職官表七。
(66) 嘉慶史料、第六冊、嘉慶二十二年六月初六日の蔣攸銛上奏。
(67) Greenberg, *op. cit.*, p. 121.
(68) 仁宗實錄、嘉慶二十四年十一月戊辰の條。
(69) Morse B, vol. III, pp. 385—388, Appendix W.
(70) (68)と同じ。
(71) (61)に同じ。
(72) 同右。
(73) Morse B, vol. IV, p. 15.
(74) *Ibid.*, p. 44, Appendix Z. 道光史料、第一冊、道光二年三月二十八日の阮元上奏。
(75) 同右。
(76) Morse B, vol. IV, p. 15.
(77) Greenberg, *op. cit.*, p. 121.
(78) *Ibid.*, p. 121. Owen, *op. cit.*, p. 78. Chang Hsin-pao, *Commissioner Lin and the Opium War*, Cambridge, Massachusetts, 1964, pp. 20—21.
(79) 道光史料、第一冊、道光二年三月二十八日の阮元上奏。
(80) 同右。
(81) Morse B, vol. IV, p. 50, Appendix Z.
(82) *Ibid.*, p. 17.
(83) *Ibid.*, p. 17.
(84) *Ibid.*, p. 18.
(85) 拙稿參照。
(86) Owen, *op. cit.*, p. 79.
(87) 宣宗實錄、道光三年八月戊戌の條。
(88) 『安吳四種』卷第二六「齊民四術」卷第二（『近代中國史料叢刊』所收の同治刊本）以下、包世臣の議論はこれに據る。
(89) 清史列傳 卷七二。續碑傳集 卷七九。
(90) 大谷敏夫「包世臣の實學思想について」『東洋史研究』第二八卷第二・三號。一九六九年。
(91) 同右、頁五七—六一。
(92) 拙稿參照。
(93) 嘉慶史料、第二冊、嘉慶十二年十一月十六日。
(94) 同右、第四冊、嘉慶十九年正月二十五日。
(95) 道光史料、第一冊、道光二年二月十二日。
(96) 佐々木正哉「阿片戰爭以前の通貨問題」『東方學』第八輯、

一九五四年、頁一一〇―一一三。百瀬弘「清代に於ける西班牙弗の流通」『明清社會經濟史研究』一九八〇年（原載『社會經濟史學』第六卷第二號）、頁九〇―一〇八。

(97) 百瀬前掲論文、頁一一六。

(98) Chang, *op. cit.*, p. 21.

(99) Owen, *op. cit.*, p. 62.

(100) 道光史料、第三冊、道光九年正月二十四日。

(101) かれの傳記は、清史稿・列傳　卷一六八、清史列傳　卷三五、國朝耆獻類徵初編　卷一九六にある。なお、かれは當時羅姓であったが、のち道光二年に先姓の程に改姓した。小稿では程含章と記した。

(102) 皇朝經世文編　卷二六、戶政一、理財上。なお、以下の程含章の議論はこれに據る。

(103) 矢野仁一「支那の鴉片問題」『近代支那の政治及文化』一九二六年、頁四一九。

(104) 「論洋害」が收められている皇朝經世文編は清初より道光三年までの經世文を集錄していた。百瀬弘「清末の經世文編に就いて」前掲書所收（原載『池內博士還曆記念東洋史論叢』一九四〇年）、頁一九五。

(105) 程含章の『嶺南續集』にかれが廣東巡撫在職中の「觀風策問」が收錄されているが、それに「西洋諸番、爲粵東之大利、實天下之大害。暗買紋銀、夾帶鴉片、流毒中國、破耗財源、且時有桀驁之事」とあり、「論洋害」と同じ考え方が示されている。

(106) (101)に同じ。

(107) 同右。

(108) （光緒）廣州府志　卷六六、建置畧三。

(109) 田中正美「アヘン戰爭時期における抵抗派の成立過程―アヘン對策をめぐって」『東アジア近代史の研究』一九六七年、國岡妙子「朱嶟・許球の禁煙奏議」『東洋學報』第四四卷第一號、一九六一年。

(110) (108)に同じ。

(111) 前出の黃大名、黃中模、及び尹佩棻（宣宗實錄、道光二年十二月戊申の條）。

(112) 李圭『鴉片事略』卷上。

＊なお、小稿は昭和五五年度文部省科學研究補助金による一般研究(D)「清代嘉慶・道光朝におけるアヘン問題の研究」の成果の一部である。

事類, especially the section on "*jiju daique*".

As many officials had bought fields to increase production during the periods of their temporary lodging, the purchase of *moguantian* 沒官田 was also authorized.

However, although the terms *tuju guan* 土居官 *and tuju shidaifu* 土居士大夫 do appear in historical records, they occur quite infrequently when compared with the occurrence of the term *jiju guan.* This demonstrates the prevalence of the practice of "temporary lodging." What was seen to be a disadvantage for the provincial governmental administration was not *tuju guan*, but rather *jiju guan.*

THE OPIUM PROBLEM DURING THE *JIAQING* 嘉慶 AND *DAOGUANG* 道光 PERIODS

INOUE Hiromasa

There were two different aspects to the anti-opium policy of the Qing 清 government, the *neijin* 內禁 and *waijin* 外禁 provisions. During the last half of the *Jiaqing* period through the early *Daoguang* period, the Qing government regarded opium addiction to be a social problem of habit and morality. Hence, it adopted the *waijin* policy as its primary weapon against the drug.

Needless to say, the *waijin* policy was intended to prohibit the opium trade. However, in practice, it was used as a means of self-defense by officials in Guangdong 廣東. Under the *baoshang* 保商 system, moreover, the *Cohong* 公行 merchants ultimately were forced to take responsibility for its enforcement.

Reinforced by the establishment of *chajin yapianyan zhangcheng* 查禁鴉片煙章程 in 1815, the *waijin* policy gained its greatest effect when the Ye Hengshu 葉恆澍 incident occurred in 1821. Opium smuggling ships were then driven out of the inner sea and forced to anchor off the Lingdingyang 零丁洋. With the commencement of this new "age of Lingdingyang", the share of Guangdong officials in the enforcement of the policy increased.

In 1820, Bao Shichen 包世臣, who was disappointed with the outcome

of the *waijin* policy, advocated the prohibition of foreign trade all together. Economically considered, the opium trade, he reasoned, was the cause of the drain of silver from the country. Cheng Hanzhang 程含章 objected to Bao's proposal. He spoke on behalf of the Guangdong officials and the *Cohong* merchants, both of whom benefitted from continuing foreign trade.

The first opium debate was actually provoked by Bao and Cheng, prior to the better known opium debate of the 1830s.

A PRELIMINARY STUDY OF THE GOVERNMENTAL ADMINISTRATION OF TRAN 陳 PERIOD VIETNAM

MOMOKI Shiro

Vietnamese Tran dynasty (1225–1400) is known for its having repulsed Mongol invaders, but there has been no true study of the nature and structure of its governmental organization.

General scholarly opinion has adopted the interpretation that the Ly 李 dynasty (1010–1225), the earliest enduring imperial dynasty of Vietnamese history, had established a "Chinese-model state"—a "centralized feudal state", in other words; and that the Tran dynasty further developed this style of government.

However, according to the Sakurai Yumio's recent research, the Ly dynasty was only the head of a federation of semi-independent local powers. Assuming this, what was the nature of the Tran dynasty?

In this essay, I will first make a preliminary investigation of the following two problems from the perspective of institutional history: regional control and the organization of persons holding governmental authority.

My conclusions concerning the fundamental structure of the Tran dynasty are that control of the important area surrounding the Hong Ha (Red River) delta was a major aim of the imperial family; and that it concentrated all authority into the imperial family. Such a system where the imperial family monopolizes control can not be called a "Chinese-model state."

Thirdly, however, concomitantly, the imperial family, which had sunk